

第 30 回労供労組協総会議案書

日時：2013 年 3 月 6 日（水）、午後 1 時 30 分より

場所：タブレット根岸 5F 会議室

もくじ

はじめに	2
I. 2012 年度経過報告	2
II. 2013 年度活動方針	17
資料	
1. 労働者供給事業関連労働組合協議会運営規定	18
2. 労供労組協名簿	19
3. 労働者供給事業許可組合・許可番号等リスト	20
4. ろうきょう 第 51 号	25
5. ろうきょう通信 No.45、No.46、No.47	27
6. 介護・家政職ユニオンと企業組合ケアフォーラムの関係	33
7. 東京都労働者派遣事業適正運営協力員名簿	34
8. 東京都労働者派遣事業適正運営協力員会議資料	36
9. 第 34 回しごと情報ネット運営協議会資料	47
10. 第 25 回派遣トラブルホットライン報告	50
11. 労働者派遣法改正法	56
12. 「知らないと損する労働者派遣法」コラム	57
13. いま、「協同」が創る 2012 全国集会冊子広告	58

議事次第

1. 開会
2. 議長挨拶
3. 議事
 - 第 1 議題 2012 年度経過と 2013 年度活動方針提案
 - 第 2 議題 2012 年度決算報告と会計監査
2013 年度予算提案
4. 役員選出 2013 年度役員選出
5. 講演
テーマ：「労働市場政策の展望と労働者供給事業の可能性」
講 師：東京大学社会科学研究所 水町勇一郎教授
6. 閉会

はじめに

昨年は、労働者派遣法の改正、労働契約法の改正、高年齢者雇用安定法の改正が行われました。私たちが望んだ派遣法の抜本改正、有期雇用労働者の規制強化とは程遠い内容で、民自公の合意による改正です。しかし、改正された項目で活用できる場所は、労働者供給事業で働く労働者も活用していく必要があります。

昨年末の総選挙で、民主党が大敗し、安倍自公政権が成立しました。労働法制について資本側の巻き返しが強まって来ることが予想されます。昨年、労供労組協は、日雇雇用保険や日雇健康保険の受給要件の緩和を求める署名に取り組みました。しかし、日雇雇用保険や日雇健康保険を廃止しようという動きも強まると思われれます。

労供研究会の成果を引き継ぎ、労働者供給事業法の構想も具体化していく必要があります。

労働者供給事業は少しずつですが広まりつつあります。厳しい政治情勢ですが、労働者供給事業の重要性を社会に訴えていきましょう。

I.2012 年度経過報告

1.主な活動課題

(1)労供労働者の権利の維持・拡大

- ①労働者派遣法に反対し、労働者供給事業法の制定を求める。
- ②労働局統廃合に反対するなど、職安行政の動向に対応し、厚生労働省や東京労働局などへの要請を行う。
- ③労働者性の追求と雇用関係の拡大
 - a.労働基準法の適用対象（労働者概念）の拡大
 - b.労働契約法の適用拡大（推定規定の導入）

3月1日、伊藤彰信議長をはじめ3名が厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部の生田正之部長（当時、現在大臣官房総括審議官）と懇談しました。

労働者供給事業の認識が無い地方の労働局があり、許可申請時などの対応が悪く、この点について申入れを行いました。

(2)「供給・派遣」などによる労働者事業体の強化・発展

- ①「供給・派遣」や「供給・請負」などにおける事業体として労働者協同組合の活用を検討する。
- ②しごと情報ネットの活用をはかる。
- ③違法な派遣、請負、労供を摘発し、労働条件や法令順守などにおける「供給・派遣」や「供給・請負」の優位性を示す。

【労供労連】

労供労連加盟組合は、自運労、新運転、神奈川人材供給の三労組に一昨年総会から全運労がオブザーバー加盟をしました。そして首都圏、関西圏で約4,000名の組合員が

原則日々の労供契約で就労しています。

主な労供先事業所は、生コン、清掃、一般トラック、タクシーなどの運転業務と清掃作業関係に集中しています。その中で生コン輸送業界は、東京圏を除いて生コン出荷量が前年比を大幅に下回り、生コン工場の統廃合が続いている結果、各組織の組合員数が減少するという危機的な組織状況が続いています。

加盟組合の新運転では、供給・派遣の取り組みとして東京地本は有限会社タブレット、関西地本は(株)ニューロードを設立して供給先事業所の多様化と組合員の就労確保に取り組んできました。その中で、昨年秋から施行された日雇い派遣の原則禁止に対する例外適用を求めてきたところですが、関西のニューロードでは、供給契約と派遣法の狭間で日雇い雇用保険などの適用に制限を受ける事態となっています。一方、派遣法改正後の労働者の現状は、31日以上の契約書で数日間働いたり、職業紹介に変えられて日々の直雇用となったり、個人請負という形での抜け道の中で相変わらずの低賃金、長時間、無保険などの劣悪な労働条件で働いているのです。

また東京段階では、清掃事業の都区移管に伴う局収車の大巾減車と清掃公務員の削減、請負契約の競争入札と低運賃化などの行財政改革が進む中で、清掃に継続就労する組合員が大巾に増え、日々就労の労供事業との法的関係が新たな問題となっています。

今後も、非正規労働者が増える状況下で、企業と労働者個人の労働契約から我々のように労働組合の集団力による労供契約の優位性を発揮してディーセントワーク・ワークライフバランス・ワークシェアリングといった望むべき働き方、生き方を追及していくべきだと考えています。その為にも労働組合による労供事業法の制定が必要であり、非正規労働運動の本流とすべく奮闘していきたいと考えています。

【全港湾】

全港湾の労働者供給事業

全港湾では全港湾中央本部が取得した労働者供給事業許可下での事業と、全港湾の支部が独自で取得した労働者供給事業許可下での事業とで労働者供給事業をおこなっています。中央本部と支部独自とを合わせて、供給先企業が75社、供給対象組合員が月平均762人（常時供給組合員490人、臨時供給組合員272人）となっています。

全港湾中央本部労働者供給事業

全港湾中央本部の労働者供給事業は、労働者供給事業を開始してから7年が経過しました。現在、13支部15事業所で事業をおこなっています。供給職種は、港湾荷役、船内荷役、沿岸荷役、倉庫荷役、整備工場内作業、構内作業、自動車運転手、事務、看護師、家政婦(夫)(家事補助、介護)の10職種で供給先企業は48社となっています。供給対象組合員は月平均625人（常時供給組合員430人、臨時供給組合員195人）。年間の供給延人員は昨年度実績で39,359人でした。供給延人員は一昨年度の実績より107%増となっています。また、事業所が増え職種も増えてきたことなどから、厚労省職業分類の職種コードにあわせての職種整理作業に取りかかっています。

地方・支部	職種	供給先	月平均供給対象組合員数
東北地方小名浜支部	港湾荷役、倉庫荷役 自動車運転	2社	50名(常時 50、臨時 0)
東北地方宮古支部	船内荷役、沿岸荷役 倉庫荷役、自動車運転	1社	0名(常時 0、臨時 0)
東北地方塩竈支部	港湾荷役、倉庫荷役 自動車運転	4社	0名(常時 0、臨時 0)
日本海地方新潟支部	港湾荷役、倉庫荷役 工場内作業、事務 自動車運転	7社	241名(常時 66、臨時 175)
日本海地方伏木支部	沿岸荷役 倉庫荷役、自動車運転	8社	23名(常時 12、臨時 11)
日本海地方敦賀支部	港湾荷役、倉庫荷役	1社	0名(常時 0、臨時 0)
日本海地方七尾支部	港湾荷役	2社	7名(常時 2、臨時 5)
日本海地方直江津支部	港湾荷役、倉庫荷役	1社	20名(常時 16、臨時 4)
関東地方横浜支部	自動車運転、 構内作業、事務	5社	9名(常時 9、臨時 0)
関東地方東京支部	自動車運転、構内作業	5社	40名(常時 40、臨時 0)
関東地方介護・家政職支部	家政婦(夫)、看護師	1社+個人	105名(常時 105、臨時 0)
” 甲府事業所	”	”	33名(常時 33、臨時 0)
” 金沢むつみ会	”	”	33名(常時 33、臨時 0)
四国地方香川県支部	船内荷役、沿岸荷役 倉庫荷役、構内作業	3社	32名(常時 32、臨時 0)
九州地方鹿児島支部	船内荷役、沿岸荷役 倉庫荷役	6社	32名(常時 32、臨時 0)

(2012年3月現在)

全港湾支部独自労働者供給事業

中央本部取得の労働者供給事業の許可とは別に、舞鶴支部、名古屋支部、大阪支部、阪神支部、長崎県支部が労働者供給事業の許可を支部で取得して事業をおこなっています。

支部	職種	供給先	月平均供給対象組合員数
日本海地方舞鶴支部	港湾運送	3社	27名(常時 4、臨時 23)
東海地方名古屋支部	運送、港運	2社	2名(常時 0、臨時 2)
関西地方大阪支部	船内荷役、自動車運転士 誘導員、運搬・倉庫作業	10社	28名(常時 28、臨時 0)
関西地方阪神支部	海コン	6社	20名(常時 20、臨時 0)
九州地方長崎県支部	港湾荷役、船内沿岸、倉庫	6社	60名(常時 8、臨時 52)

(2012年6月現在)

【介護・家政職ユニオン（全港湾、介護家政職支部）】

① 労供事業、介護保険事業の実績

労供事業実績	年度	田園調布	甲府	金沢	合計
事業高(年間・万円)	2007年	16,761	2,488	2,805	22,054
	2008年	16,710	2,400	2,292	21,402
	2009年	17,321	2,100	1,992	21,413
	2010年	18,813	1,261	1,584	21,658
	2011年	17,967	840	1,032	19,839
利用者(月平均・人)	2007年	213	29	24	266
	2008年	248	33	28	309
	2009年	206	17	27	250
	2010年	195	23	25	243
	2011年	179	23	19	221

介護保険実績	年度	田園調布	甲府	金沢	合計
事業高(月平均・千円)	2007年	7,300	2,666	1,355	11,321
	2008年	7,751	2,769	1,385	11,905
	2009年	8,429	3,535	1,751	13,715
	2010年	8,580	3,959	1,332	13,871
	2011年	8,250	4,233	1,268	13,751
利用者(月平均・人)	2007年	117	44	25	186
	2008年	123	67	23	213
	2009年	152	82	29	263
	2010年	164	91	24	279
	2011年	153	90	29	272

組合員数	年度	田園調布	甲府	金沢	合計
組合員(年度末・人)	2007年	120	36	34	190
	2008年	110	33	32	175
	2009年	107	32	31	170
	2010年	112	37	30	179
	2011年	105	34	33	172

② 賃金の実態

②-1 労供事業賃金(料金) 2012年3月の時給実績

田園調布	2,082 円
甲府	1,450 円
金沢	1,406 円

②-2 介護保険賃金 2011年年度の時給実績

		介護報酬	実績賃金	賃金率
田園調布	2007年	3,077	1,657	54%
	2008年	3,184	1,799	56%
	2009年	3,412	1,895	56%
	2010年	3,456	1,905	55%
	2011年	3,463	1,908	55%
甲府	2007年	2,871	1,663	58%
	2008年	2,831	1,625	57%
	2009年	2,913	1,671	57%
	2010年	2,861	1,687	59%
	2011年	2,801	1,667	60%
金沢	2007年	2,910	1,492	51%
	2008年	3,025	1,643	54%
	2009年	3,165	1,694	54%
	2010年	3,228	1,757	54%
	2011年	3,204	1,779	56%

③諸活動

③-1 労供事業、介護保険事業の促進

- ・HPなどを通じた宣伝強化。

定期的更新は出来ていません。三つ折リーフを活用しています。

- ・全港湾傘下の訪問介護事業者の拡大支援

できませんでした。大会等での支部の宣伝、身近の介護者・介護労働者向けに「ヘルプデスク」としてアドレスを設置しました。

- ・賃金の改定

介護報酬単価の改定と処遇改善加算に備えて賃金改定の準備を進めました。

- ・自立ケアマネ事業所の設立支援と自立ケアマネとの連携強化

常勤専従のケアマネ三人体制が崩れて、特定事業所加算「Ⅱ」を放棄して、賃金の引下げを（約2割）よぎなくされましたが二人体制で事業を進めています。

- ・金沢事業所の順調な再建

新事務局体制になり5年が経過しました。順調に再建を果たしています。

本部からの支援下のもと、一層確実な事業運営を図るため、資金的支援（540万円）がなされて、自立的事務局体制にむけて事務局員を一名増員しました。停滞していた受注が上向きになりました。

③-2 全港湾・労供労組協の活動への参加

- ・厚生労働省交渉

2012年11月に厚生労働省交渉を行ないました。人件費率の見識すり合わせを含め、年内再交渉となっていました。12月に衆議院解散となり見送られました。2013年3月7日に交渉を行なうことになりました。

③-3 福利厚生

対人・対物損害保険と傷害保険を継続しました。

③-4 組織のありかた・運営

・介護家政職支部の組織運営

企業組合が地方ごとに自立すること、一本化された介護家政職ユニオンとの連携強化が課題です。特に甲府分会は企業組合法人の立ち上げを図り、2012年4月に自立する計画を立てましたが、主要メンバーの相次ぐ離反、個人的別企業の立上げにより、利用者・組合員ともにかく乱され組織の後退をよぎなくされました。

・労供事業の運営

各分会の責任で行いました。甲府、金沢は後退気味です。

・財政

各分会単位にて行いました。

・組織強化・拡大

減少気味です。甲府は前期のとおり、主要メンバーが離脱しましたが、新しい執行部体制のもとで回復をめざしています。

・組合費のあり方 現状組合費の方式維持

現状を維持しました。

・執行委員会は各分会の委員会を基本にして、必要に応じて執行委員長が召集、開催しています。

【全建総連】

全建総連での労働者供給事業は、一昨年の中日本大震災での福島仮設住宅建設の取り組み支援で緊急的に実施し、成果と教訓を得たところです。その後、全建総連加盟組合の埼玉土建が2012年10月から労働者供給事業をスタートさせ、ゼネコンの1次下請会社と組合が一定の条件について労働協約を結び、技能労働者の「供給」を開始しました。また東京都連が2013年4月1日からの事業開始にむけ認可申請中です。さらに東京都連加盟組合の東京都建設組合、建設ユニオン、東建従が認可申請にむけて動き出しています。全建総連加盟組合で、災害協定に関わる就労やゼネコン・ハウスメーカー等元請企業への技能労働者の供給期待が高まっています。一方で建設業務への労働者派遣は禁止されていますが、「施工管理業務等」として建設会社の許可申請がなされており、こうした業務との関係が曖昧になって違法派遣・偽装請負につながる場合もあり十分な監視が必要です。

【全日本建設運輸連帯労働組】

1. 全日建は、近畿地本（1987年）、関東支部（2003年）、静岡支部（2010年）、中央本部（2011年）で労供事業許可を取得して、事業に取り組んでいます。
2. 近畿地本については近畿地本が別途報告しているとおりで。
3. 関東支部の供給職種は自動車運転手で、現在の供給先企業は4社（生コン2社、セメント輸送2社）となっています。2012年（1月1日～12月31日）の供給実

績は延べ人員 1,387 名、月平均 7 名（常時供給組合員 7 名）です。

11 年 11 月から、偽装閉鎖した企業から車両を確保し、被解雇者の闘争継続の為に同業他社で労供事業を増やすことに成功しました。

4. 静岡支部の供給職種は自動車運転手で、現在の供給先は 2 社（いずれも生コン）で、2012 年の供給実績は月平均 2 名（常時供給組合員 2 名）ですが、2013 年から増える予定です。
5. 中央本部は 2011 年 8 月に許可を取得。これにもとづき、2012 年 2 月に全日建仙台センターが許可を取得して、仙台市の震災復興支援事業（仮設住宅の被災者を対象とした通院、買い物等の送迎事業）に供給を開始しました。2012 年の供給実績は月平均 4 名（常時供給組合員 4 名）です。
6. 日々雇用労働者の雇用確保、労働条件向上について

首都圏では、償却制運転手を日々雇用労働者に偽装させて就労させる事案が広がっております。そのひとつが太平洋セメントの子会社・東海運で、その日々雇用偽装の片棒をかついできた全日本ドライバーユニオンは、供給組合員に対して労働者供給契約の内容を開示しない、東海運が車両経費を労働者本人に負担させ多額の借金を負わせてきたことを黙認してきたなどの問題があります。労働者供給組合のあり方として責任は重大です。

また、東海運は、これまで日々雇用で就労していた労働者（自運労）を追い出し、その車両を下請け会社で買い取らせ、下請け備車を増やす動きがありました。関東支部は、やがて全ドラとの二重加盟の組合員の雇用に影響することから、また、この下請け輸送会社（東京デリバリーエージェント）が社会保険未加入という違法な実態で就労していること等から、この違法状態の是正と日々雇用労働者の雇用確保等を東海運に求めました。全ドラは全く対応しませんでした。自運労も東海運に対して申し入れた結果、東海運は下請け備車の増車をストップしました。

このような東海運の動きは、日々雇用労働者の雇用・労働条件を維持、向上しようとする本来の労供事業を食い破り、破壊する要因となります。

【全日本建設運輸連帯労働組合近畿地方本部】

近畿では、今期 72,905 供給人数で昨年実績より下回りました。このことで供給先拡大に向けた取り組みをおこなっています。事業所では今期 3 事業所（兵庫県姫路市（ワーカーズユニオン事業所）和歌山県和歌山市（和歌山事業所）福井県敦賀市（ドライバーズユニオン事業所））を新たに開設し、各県の労働局の話では労供事業所が無いところや少なくなっている現状を聞き、ますます労働者供給事業を全国各地に拡げなくてはならないと次の展開を具体化させています。（今期中に名古屋で開設する）

また、13 春闘では新たな職種を拡大するために、清掃事業社や介護事業への供給契約拡大へ現在、折衝を進めています。

課題は、政策問題で「日雇い派遣の禁止」にともなって労供事業の幅が狭くなった感じをどのように打ち破って行くのか。また、違法労供事業社に対する取り組み強化をどのように展開するのかが現在の課題です。今回の総会で活発な意見交換ができ、今後の運営に繁栄させていきたいです。

【電算労、コンピュータユニオン】

電算労、コンピュータ・ユニオンでは労供の許可を1983年12月に取得し、翌年1984年から労供事業を開始しています。2001年4月からは企業組合コンピュータユニオンで一般労働者派遣事業の許可を得て供給・派遣を始めました。

現在、供給・派遣の仕組みにおいて、派遣事業体を企業組合コンピュータユニオンではなく、従来の取引先が派遣事業体となる直供給が増えてきています。

現在、直供給も含めて、供給・派遣がおよそ5分の3となっています。残りの5分の2の組合員は個人事業主として、個人契約で就労しており、国民健康保険、国民年金になっています。

稼働率は2009年5月にそれまでの最低を記録し、現在は約90%まで回復しました。案件数も増えてきており、徐々に回復の兆しが見えてきています。

企業組合コンピュータユニオンは供給・派遣が始まる前、1993年に発足しており、供給で仕事に就きにくい組合員のための仕事確保を目的に発足しました。

現在では、「生涯を通して組合で仕事に就く」ことを目的に、これまでのユーザからの依頼を受けてシステムを開発する、請負だけでなく、自らWeb会計システムを開発し、サービスとして提供することも行っています。

【音楽ユニオン】

日本音楽家ユニオンでは、全国本部・各地方本部（北海道、東北、関東、中部、関西、中四国、九州）で供給事業を行っています。内容はクラシックからジャズ・ポピュラーまで多岐にわたっています。

しかし、音楽業界の現状は以下の通り非常に厳しい状態が続いています。

<文化政策>

2012年6月に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（劇場法）が公布・施行された。さらに、同年9月には、「文化芸術政策を充実し、国の基本政策に据えることに関する請願」が衆参両院において採択されました。

他方、日本センチュリー交響楽団への大阪府からの助成打ち切り、大阪市音楽団の市直轄からの分離、大阪フィルハーモニー交響楽団への大阪市からの助成金大幅カットなど、文化芸術に理解のない施策が強行され、他の自治体や国の文化行政に悪影響を及ぼすことが懸念されています。

<著作権・補償金制度>

違法ダウンロードに刑事罰を科す規定を盛り込んだ著作権法が、2012年10月1日に施行されました。

しかし、デジタル放送専用レコーダーの私的録画補償金の徴収義務がないとした東芝に対しSARVH（一般社団法人私的録画補償金管理協会）が賠償を求めた訴訟で、最高裁は2012年11月、SARVHの上告を棄却、SARVH敗訴とした二審の知財高裁判決が確定しました。判決の確定は補償金制度の存続に係わる重大な問題であり、今後はCPRA（公益社団法人芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター）を中心とした権利者側の働きかけが課題となっています。

＜レコード産業＞

CD等のいわゆるパッケージものの生産実績は、1998年をピークに減少の一途をたどっています。これは、インターネットを始めとする伝達通信手段の急激な変化などが大きな原因と思われますが、今後ますます多様化し、拡大することが予想されます。

このようにCDなどのパッケージ販売が減少し、音楽コンテンツが従来の著作権法上の録音物の概念に収まらなくなると、実演家の権利そのものが損なわれることにもなりかねません。さらに、デジタルでの音楽制作が主流となり、音楽家の演奏機会が急激に減少しています。

＜スタジオ分野＞

放送の多チャンネル化が進んでいるにも関わらず演奏家の出演機会が激減するという現象が続いています。またNHK紅白歌合戦は、今まで1972年から連続出場してきたフルバンドによる生演奏でしたが、昨年は、自前のバンドを入れる歌手以外は事前に伴奏をスタジオで録音し、当日はその音源を元に、いわばカラオケ方式で歌を披露しました。

＜フリー分野＞

音楽家をとりにくく状況は少しも好転せず、契約問題、出演料未払い事件を始めとし、非常勤講師の契約解除などフリーランスの音楽家（＝非正規雇用）にとって厳しい状況が続いています。

＜オーケストラ分野＞

公益法人改革に伴う新法人への移行期限まで1年を切り、負債を抱えている楽団は必死に経営の努力をしています。また、年金支給時期スライドに対応する定年制度、雇用延長に関わる問題や、雇用形態を非正規にしようとする動きが見られます。

＜音楽ユニオンの取り組み＞

現在の音楽業界は、需要の少ない市場へ過剰に音楽家を供給しています。多くの音楽事務所が価格破壊につながるような低価格の演奏料で音楽家の派遣を行っており、金額よりも演奏の場を求める音楽家はその流れを助長しています。さらに大震災後、ボランティアと称し無料で演奏を求められる状況が急激に増えています。

このような状況の中、関東地方本部では、2012年3月11日に、ミュージックの日の一環として、「君もプロの音楽家になれるか?!」と題したシンポジウムを開催しました。音楽家の厳しい現状を反映して仕事興し、キャリアサポートなどを主な目的としたもので、若い音楽家の参加がありました。（次回は2013年3月17日に開催）

11月10日には「フリーランス文化祭」を開催し、音楽家はもとより、編集者、イラストレーター、フリーライターなど様々な業種のフリーランサーが集まり、委託・個人請負労働者の問題とユニオンの活動をアピールしました。

全国本部では、新しい加入パンフレットの作成、ホームページの充実、Facebook作成、フリーランスの各ユニオン（日本音楽家ユニオン、インディユニオンほか）が企画制作したストーリーミング番組「mu-st（みゅーすと）」の放送に取り組んでいます。また、以前地方本部で行っていた音楽自由市場などの音楽家カタログを発展させ、ホームページ上にデータベース「音楽家カタログ全国版」を作成しました。

音楽ユニオンは、将来を担う音楽家の活動の場を広げ、開拓し、音楽家の社会的・経済的権利を守る重要な役割を担っています。積極的に音楽需要を作り出し、さらに、こうして引き出した需要を安定して受け入れる体制も必須です。

音楽ユニオンが音楽家の拠り所として有り続けるために、是非とも必要なこれらの基盤を早急に整備する必要があると考え、法人格取得も視野にいれた運動にも取り組んでいます。

【サービス連合（株フォーラムジャパン）】

2011年度は、リーマンショック以降落ち込んだ日本経済の回復を受け、旅行市場も順調なスタートを切りましたが、3月に発生した東日本大地震ではかつて経験したことのない甚大な影響を受けることとなりました。しかしながら、夏以降は急速に旅行需要が回復したこともあり、通期では黒字を確保することができました。

2012年度については、過去最高の海外出国者数を記録するなど、海外旅行を中心とした旺盛な旅行需要により、創業以来最高の売上を記録しました。このことには、通年で多忙であった派遣添乗員の協力が欠かせなかったため、年間の添乗日数に応じて添乗奨励金を支給しました。

引き続き、安定した企業基盤の確立を目指すとともに、添乗員の労働条件の向上に傾注していきます。

【みえスタッフユニオン】

- 2012年7月より（有）コムの販売事業に労供を開始。
1～2名体制で1日4時間、月5～6日間の労供を始める。
- 11月より（有）コムでコンピュータ管理の仕事が月13～14日はいり、そのほかにもNPO法人共同連三重でデイサービスの送迎の仕事が月4～5日できることになった。
合計で2～3名の労供が行えている。
- （有）コム、NPO法人共同連三重に日雇い雇用保険の印紙貼付事業所の認定がおりて、日雇い雇用保険を利用した労供事業を展開している。

【しごと情報ネットの活用】

厚生労働省が運営する「しごと情報ネット」では2003年7月から供給先・派遣先の仕事情報の提供を開始しています。

労供労組協では一般参加機関としてコンピュータ・ユニオン（SE、プログラマー）の案件情報を中心に供給先の仕事情報の提供を行っていましたが、不景気により案件情報が減っており、応募者を募る状況ではないため、現在は休止しています。

(3) 労供事業を行っている、あるいは、行おうとする労働組合との関係を維持し、労供労組協への参加を呼びかける。

今期は労供労組協への新たな加盟はありませんでしたが、現在、全国の労供事業所 86 事業所の内、45 事業所が労供労組協加盟（資料 3 参照）となっています。

今後も、全国の労供組合にろうきょう通信を送るなどして、参加の呼びかけを行なっていきます。

(4) 労働者派遣法が規制強化される中で、冊子「労供・派遣事業の手引き」やパンフレット「派遣はダメ！労供を始めよう」を活用し、労働組合関係団体に労供事業を働きかける。

2011 年 3 月に作成した、パンフレット「派遣はダメ！労供を始めよう」を活用し、多くの労働組合に労供事業を働きかけたいと思います。

これまでのパンフレットの販売状況は以下の通りです。

NO.	組合名	購入部数	購入金額
労供労組協加盟組合	1 新運転	750 部	150,000 円
	2 自運労	500 部	100,000 円
	3 全港湾	400 部	80,000 円
	4 電算労	150 部	30,000 円
	5 全建総連	50 部	10,000 円
	6 東京ユニオン	40 部	8,000 円
	7 建交労兵庫支部	25 部	5,000 円
	8 ユニオンみえ	20 部	4,000 円
	9 建交労関西支部	5 部	1,000 円
	10 全日建運輸	50 部	10,000 円
	11 全日建運輸近畿地本	250 部	50,000 円
	12 奈良ユニオン	50 部	10,000 円
	13 サービス連合	50 部	10,000 円
	14 伊藤彰信	200 部	40,000 円
	15 埼玉土建一般労働組合	80 部	16,000 円
	16 兵庫合同支部テアシックス	5 部	1,000 円
	17 個人	16 部	3,200 円
その他	18 神奈川人材供給労働組合	16 部	4,500 円
	19 阪神自動車運転士労働組合	30 部	9,000 円
	20 全国一般労働組合福岡地方本部	10 部	3,000 円
	21 板橋区立学校従業員労働組合	30 部	9,000 円
合計		2,726 部	553,700 円

(1) 日雇雇用保険と特例健康保険適用の改善を求める署名を行い、厚生労働省へ要請する。

労供労組協では今期、3月より日雇労働者の日雇雇用保険と日雇特例健康保険の受給要件緩和の署名に取り組みました。8月末を最終集約として取りまとめ、労供労組協加盟の労供労連とサービス連合が加盟している連合東京にもご協力いただいたこともあり、署名総数は18,661筆に達しました。

9月28日に厚生労働省へ署名を渡すとともに、要請を行いました。(資料5-1参照)

2.他団体、行政との協力

(1) 國學院大學経済学部の労供研究会の成果を活かし、労供事業法制定運動を進める。

労供研究会 (<http://k-rokyoken.jp/>) は準備会を経て、2009年8月に國學院大學経済学部内に発足し、一昨年からの11月27日の第6回研究会からは労働者供給事業法について討議を重ねてきました。

労供研究会は昨年度でいったん終了し、報告書「労働組合による労働者供給事業に関する調査研究報告書」を作成し、集大成として、昨年2月23日にシンポジウム「労働組合による労働者供給事業の可能性－非正規労働問題の解決へ向けて－」を開催しました。

今後は労供研究会の成果を活かし、労供事業を広めるとともに、労供事業法制定に向けて運動を進めていきたいと思えます。

(2) 國學院大學経済学部の労供研究会が終了した後も、労供労組協において労供研究会を継続する。

昨年8月3日に労供研究会が幹事会と同日に開催されました。

國學院大學労供研究会座長の橋元先生は「國學院大學労供研究会は國學院大學の労供研究会における研究は一部の方々の運動に資するための研究ではなく、あくまでも日本の労働問題研究にとって、日本の経済社会にとって、極めて重要な研究テーマであり、従って、広く多くの方々にもご理解をいただけるような学術研究活動として研究会を継続していきたい。」と國學院大學労において、労供研究会を存続させる考えを示し、労供労組協においては、これまでの成果を踏まえて極めて実践的な論点における研究活動も必要であろうと思うので、國學院大學労供研究会から枝別れをし、労供労組協の労供研究会なるものを立ち上げていただいたらどうか、との提案がありました。

討議の結果、これまでは國學院大學の労供研究会を継続するという方針を立てていましたが、それとは別に労供労組協独自に進めていく方向が確認されました。

意見として、日々雇用の労供労働者について、日雇労働に対する偏見の問題や労供が企業に浸透していないということをどう解決していくのか、また、労供事業があまり行われ

ていない地域ではハローワークの職員が知らないといった、行政の問題をどう解決していくのか、といった実践的な問題の解決をどう取り組んでいくのかをテーマとしたい、といった意見がありました。

また、労働者供給事業法についての意見交換がありました。

今期は1回の開催したのみで、具体的な活動には至りませんでした。

(4) 2012年の国際協同組合年の中で、協同組合との連携を模索する。

国連は2012年を「国際協同組合年（International Year of Cooperatives=IYC）」と定め、貧困削減や雇用創出、社会的統合など、協同組合による社会経済開発への貢献に光を当てました。そして「Cooperative Enterprises Build a Better World（協同組合はよりよい世界をつくる）」のテーマのもと、同国際年を通じて世界中の協同組合の成長と設立を促してきました。

国内では各種協同組合をはじめとして、NPO等の非営利・協同の団体、さらには協同組合の発展に期待を寄せる多様な個人が幅広く連帯し、「2012 国際協同組合年全国実行委員会」が発足しました。

昨年、11月17日、18日に大宮ソニックシティにて、「いま、『協同』が創る2012 全国集会」実行委員会主催の「人間復興のコミュニティを～働く・暮らす・つながる命～」と題した、「いま、『協同』が創る2012 全国集会」が開催されました。

労供労組協はこの集会の賛同団体になって、集会の冊子には労供労組協の宣伝を掲載しました。（資料13参照）

日本労働者協同組合連合会センター事業団が製作した映画「Workers（ワーカーズ）」（<http://www.workers-movie.com/>）の協力依頼が労供労組協にあり、鑑賞者として微力ながら協力しました。

ポレポレ東中野でのロードショーは当初2月22日までの上映予定が、盛況・好評につき、下記の通り延長されることになりました。

上映日	1回目	2回目	3回目
2月23日(土)～3月1日(金)	17:00	19:00	21:10
3月2日(土)～8日(金)	17:00	19:00	—
3月9日(土)～15日(金)	17:00	19:00	21:10

(4) NPO 派遣労働ネットワークなど、非正規労働者に関する運動体などと連携して運動を進める。

NPO 派遣労働ネットワーク（<http://haken-net.or.jp/>）では派遣スタッフの権利向上のために、さまざまな活動を行っています。

昨年、7月7日、8日の両日、第25回派遣トラブルホットラインが開催されました。

雇止めや解雇、差別やハラスメントの相談が多く寄せられました。(資料 10 参照)

派遣法が改正(資料 11 参照)された施行日に合わせた 10 月 1 日に派遣シンポジウム「改正派遣法施行!派遣労働者の待遇改善をめざして」が開催されました。

また、「知らないと損する労働者派遣法」の第 2 弾を出版(12 月 6 日発行)しました。この本の中のコラムで労供労組協の労供を紹介(資料 12 参照)させていただきました。

(5) 行政に関与する労働者派遣事業適正運営協力員、しごと情報ネット運営協議会委員などに引き続き参加する。

労供労組協の 4 役からからは東京都労働者派遣事業適正運営協力員に太田武二、峯島仁および横山南人の 3 名の委員(資料 7 参照)、しごと情報ネット運営協議会委員には横山南人を委員として出しています。

平成 24 年度の労働者派遣事業適正運営協力員会議は昨年 5 月 21 日と 12 月 14 日の 2 回開催されました。

協力員会議では指導監督状況、職業安定、労働基準や雇用均等関係についての行政運営の報告、派遣労働(資料 8 参照)に関する実態調査についての報告がありました。

しごと情報ネット(<http://www.job-net.jp/>)運営協議会は今年の 2 月 26 日に第 34 回が開催され、しごと情報ネットの運営状況(サイトのアクセス数など)、平成 25 年度の予算要求や平成 24 年度のアンケート結果などの報告(資料 9 参照)がありました。

3. 労供事業の深化と豊富化に向けて

(1) 労供事業の事業主性を追究し、労供組合を社会労働保険の適用事業者とするようにする。

労供事業で働く組合員は雇用労働者です。労供労組協では発足当初から労供組合に事業主性を認めるよう厚生労働省に要請をしてきました。その回答として 1999 年 12 月の職安法改正で供給・派遣の仕組みの下、擬制的に事業主性を確保し、社会労働保険が適用できるようになりました。

しかし、供給・派遣の派遣部分で派遣法が適用されるため、期間の延長ができなかったりするなど、供給にはない制限があるため、労供組合を社会労働保険の適用事業者となるよう引き続き運動を進めます。

(2) 労働者が労働市場の支配力を高めるために、労供事業とともに職業教育、共済活動、統一的な労働条件形成、労働相談の機能向上を追究する。

企業組合ケアフォーラムではホームページ(<http://www.care-forum.com/>)でヘルパーの一般の業者に比べて高い賃金レベルを公開しています。また、コンピュータ・ユニオンの労供事業宣伝(求人)ページ(<http://www.union-net.or.jp/>)でも、賃金の実態を公

開しています。新運転では、人材育成センターを開設し、新規加入組合員を対象に労働組合の労供事業の周知徹底と併せて、供給先事業の協力も得て生コン、清掃車の実技、作業実習と就労マナーの向上などに取り組んでいます。これらは、統一的な労働条件形成とは言えませんが、それに向けての足がかりになればと思います。

4.運営

- ①事務局ニュース「ろうきょう通信」を発行する。
- ②機関紙「ろうきょう」を発行する。
- ③総会を年1回、幹事会を年2回以上開催し、4役会議は随時開催する。
- ④秋季学習会を開催し、雇用システムの活性化、労供事業のあり方を学習する。
- ⑤会費は現状どおりとし、必要な財政措置はその都度幹事会に諮る。

機関紙「ろうきょう」は第51号（資料4参照）を発行しました。

第51号では今年の総会と同日に行われた労供研究会シンポジウムの記事を掲載しました。

労供労組協事務局ニュース「ろうきょう通信」をNo.45、No.46、No.47を発行（資料5参照）しました。

幹事会は昨年8月3日（金）に開催され、日雇雇用保険等の受給要件緩和を求める署名の集約状況と企業組合ソートフル廃業の最終監査および最後の清算人会び報告がありました。

2012秋の学習会は昨年10月21日（日）、22日（月）の2日間、大阪市住之江区のホテルコスモスクエア国際交流センターにて、14組合、41名参加の下、「労働者供給事業法における労使および雇用関係の検討」をテーマに開催されました。講演は甲南大学法学部教授で労供研究会（※）メンバーの武井寛教授に「労働者供給事業をめぐる法的論点」をテーマにお話をいただきました。（資料5-2参照）

II.2013 年度活動方針

1.主な活動課題

(1) 労働者の権利の維持・拡大

- ①労働者派遣法に反対し、労働者供給事業法の制定に向けて要綱案を検討する。
- ②労働・職安行政の動向に対応し、労働者供給事業の拡充を図る。
- ③労供労働者の均等待遇とディーセントワークの実現を目指す。

(2) 「供給・派遣」などによる労働者事業体の強化・発展

- ①「供給・派遣」や「供給・請負」などにおける事業体として労働者協同組合の活用を検討する。
 - ② しごと情報ネットの活用をはかる。
 - ③ 違法な派遣、請負、労供を摘発し、労働条件や法令順守などにおける供給の優位性を示す。
- (3) 労供事業を行っている、あるいは、行おうとする労働組合との関係を維持し、労供労組協への参加を呼びかける。
- (4) 労働者派遣法が規制強化される中で、冊子「労供・派遣事業の手引き」やパンフレット「派遣はダメ！労供を始めよう」を活用し、労働組合関係団体に労供事業を働きかける。
- (5) 日雇雇用保険と特例健康保険適用の改善を求める。

2.他団体、行政との協力

- (1) 國學院大學経済学部 労供研究会の成果を活かし、労供事業法制定運動を進める。
- (2) NPO 派遣労働ネットワークなど、非正規労働者に関する運動体などと連携して運動を進める。
- (3) 行政に関与する労働者派遣事業適正運営協力員、しごと情報ネット運営協議会委員などに引き続き参加する。

3.労供事業の深化と豊富化に向けて

- (1) 労供事業の事業主性を追究し、労供組合を社会労働保険の適用事業者とするようにする。
- (2) 労働者が労働市場の支配力を高めるために、労供事業とともに職業教育、共済活動、統一的な労働条件形成、労働相談の機能向上を追究する。

4.運営

- (1) 事務局ニュース「ろうきょう通信」を発行する。
- (2) 機関紙「ろうきょう」を発行する。
- (3) 総会を年1回、幹事会を年2回以上開催し、4役会議は随時開催する。
- (4) 秋季学習会を開催し、雇用システムの活性化、労供事業のあり方を学習する。
- (5) 会費は現状どおりとし、必要な財政措置はその都度幹事会に諮る。